

小平市国民健康保険事業運営基金条例の一部改正について（概要）

1 改正の理由

国民健康保険事業運営基金は、保険給付その他の財源の不足を生じたときの財源として積み立て、給付費の増加などによる支出増や保険税収納不足等の収入源として活用している。

平成30年4月1日に施行される国民健康保険法の一部改正により、市町村の保険給付にかかった費用は、都道府県の国保特別会計から市町村の国保特別会計に全額支払われることとなる。また、予期せぬ給付増が生じた場合や保険税の収納不足が生じた場合については、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、都道府県に財政安定化基金を設置し、市町村に対し貸付・交付を行う仕組みが整備される。

一方、市町村においては、国民健康保険事業費納付金の額の変動による国民健康保険財政への影響を緩和するとともに、国民健康保険税の年度間の平準化や、急激な保険税負担の上昇を抑制するため、基金の設置が求められている。

そのため、国民健康保険事業運営基金条例を一部改正することにより国保事業の健全な財政運営を行うものとする。

2 改正内容

(1) 設置に関する規定の改正（第1条関係）

国民健康保険税の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、国民健康保険事業運営基金を設置する。

(2) 積立てに関する規定の改正（第2条関係）

基金として積み立てる額は、毎年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算で定める。

(3) 処分に関する規定の改正（第6条関係）

第1条に規定する目的のために使用する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

3 施行期日

平成30年4月1日